奈良県手数料条例 施 行規 則  $\mathcal{O}$ 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第七十一号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 奈良県手数料条例施行規則 (平成十二年三月奈良県規則第六十八号)  $\mathcal{O}$ \_ 部を次 のよ

症対応型通所介護」 第六条第一項第六号中 に改める。  $\neg$ 認 知症対応型通所介護」 を 地 域密着型通所 介 認 知

条を第十二条とする。 第十一条第二号の表ウの 項中 「ダ イカ ス  $\vdash$ 機械保全」 を 「ダ イ カ ス  $\vdash$ に 改 8 同

第十条の次に次の一条を加える。

面 (別表第一の三百九十九 積の算定)  $\mathcal{O}$ 六の項、 三百九 +九  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 項及び三百九十九  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 床

第十一条 表 に、 項の 建築物の 面 0 許 三百九十九 床 画 増加する部 (床面 面  $\mathcal{O}$ 認定に 積は 部 条例別表第 分の 積 認定を受け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 分以外の 係る建築物の 床面積につい 増加する部分が **十**の \_ の三百 項 部  $\mathcal{O}$ た建築物 分の 床面積は建築物 て算定する。 部 九 分 ある場合は、 + 床面積を加えたも エネ  $\mathcal{O}$ 九 床面  $\mathcal{O}$ 六 ル ギ 積に  $\mathcal{O}$ エネ 項 消費 そ 9  $\mathcal{O}$ ル  $\mathcal{O}$ 床 V ギ 0 部分 て算定 性能向上計 面 積 の二分 は 消費性能基準適合の認定に  $\mathcal{O}$ 建築物 床面 į 積  $\mathcal{O}$ 同 画 表 工 一に に二を乗  $\mathcal{O}$ ネ の三百 変更に係る 0 ル V ギ て算定 Ü 九 て得た 十九 消 部 費 性 分  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 八 能 床  $\mathcal{O}$ 向  $\mathcal{O}$ 

## 附則

公布の 項の 改正規定 の規 日 削は、 から施行する。 平成二十八 「ダ イカ ス 年 应 月 機械保全」 <del>---</del> 日 カュ ら施行する。 を 「ダ イカ スト」 ただ に改める部分に限る。 第十 一条第二号の表ウの は、